

## 被扶養者認定添付書類一覧表

一般的に申請の多い事例（妻・子）について確認書類を掲載しています。

該当する書類は事業所担当者を通じて提出してください。（「被扶養者（異動）届」に添付）

確認書類は、すべて写し可（所得証明書、不受給誓約書以外）、最新のものを出してください。

マイナンバー記載の無い書類を提出してください。

《配偶者を申請するとき》

申請するご家族の状況		添付書類	備考
収入なし	1年以上無職無収入	①所得証明書	市区町村発行のもの
		②(状況によって)退職証明書	
	雇用保険を受給予定	①離職票-1	離職票-1 が間に合わない場合は、源泉徴収票(退職日の記載のあるもの)、資格喪失証明書、退職証明書等のいずれか1点を先に提出可。
		②雇用保険受給資格者証(両面)	雇用保険受給資格者証は、ハローワークの雇用保険説明会で受けとった後に提出。
	受給延長する	①離職票-1	離職票-1 が間に合わない場合は、源泉徴収票(退職日の記載のあるもの)、資格喪失証明書、退職証明書等のいずれか1点を先に提出可。
		②受給期間延長通知書	ハローワークでの延長手続きは、離職日から30日経過後になるので、その後通知書を提出。
		③雇用保険受給資格者証(両面)	雇用保険受給資格者証は、ハローワークの雇用保険説明会で受けとった後に提出。
	雇用保険受給終了	雇用保険受給資格者証(両面)	「支給終了」と印字があるもの
	雇用保険を受給しない	①離職票-1	離職票-1 が間に合わない場合は、源泉徴収票(退職日の記載のあるもの)、資格喪失証明書、退職証明書等のいずれか1点を先に提出可。
		②雇用保険不受給誓約書 または 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書	HP(申請書ダウンロード)にフォーマットあり。 離職票未交付の場合
雇用保険未加入	①退職証明書または健康保険資格喪失証明書のいずれか		
	②雇用保険未加入が証明できるもの	直近の給与明細や、退職時の源泉徴収票などで雇用保険料が控除されていないことがわかるもの	
公務員を退職	退職辞令	雇用保険に加入していた場合は、離職票-1	
自営業を廃業	①廃業届	税務署の受理印があるもの	
	②所得証明書	市区町村発行のもの	
収入あり	自営業などで収入がある	①直近3年分の確定申告書	①②とも税務署の受理印があるもの
		②直近3年分の収支内訳書(または青色申告決算書)	事業を始めて3年未満の場合は、計画書の添付が必要です。
パート・アルバイト収入がある	直近3ヶ月分の「給与明細」、または「雇用契約書」と契約後の「給与明細」1ヶ月分		

申請するご家族の状況		添付書類	備考	
収入あり	所得の減少(正社員から契約社員に変更等)	①健康保険資格喪失証明書		
		②雇用契約書		
		③勤務形態変更後の「給与明細」1ヶ月分		
年金収入がある	前職場の健保から給付がある	①所得証明書	市区町村発行のもの	
		②直近の「年金振込通知書」(両面)または「年金支払通知書」(両面)	これから年金を受給する場合は、年金事務所発行の「年金見込額照会回答票」	
傷病手当金、出産手当金の支給決定通知書				
その他、申請の理由によって、下記の書類がそれぞれ追加が必要となります				
その他	婚姻による申請	婚姻日が確認できるもの(結婚届、婚姻届受理証明書等)		
	外国籍の方の申請	住民票(省略のないもの)	市区町村発行のもの	
	別居	被保険者が単身赴任中	提出書類なし	
		上記以外の理由	直近3ヶ月分の送金明細(振込控・通帳・郵便局の現金書留控など送金の日付・送金額・被保険者の氏名・受取人の氏名が確認できる内容のもの。)	継続的に送金していることを確認するため手渡しは不可。送金額については、申請者の収入より多いこと。
他の健康保険組合の任意継続被保険者であった場合		健康保険資格喪失証明書		

《子を申請するとき》

夫婦共同扶養の場合(夫婦が共に社会保険の被保険者で、配偶者に収入があるとき)		被扶養者(異動)届の配偶者年間収入欄に金額を記入 ※配偶者の収入額の確認できる書類(前年度源泉徴収票、直近の給与明細3ヶ月分等)を添付していただく場合があります。	
出生	子供が生まれたとき	なし	
扶養の異動	配偶者の収入が減少し、被保険者の収入の方が高くなったことによって、配偶者の扶養であった子どもを被保険者の扶養にすることになった場合	①健康保険資格喪失証明書 ②配偶者と被保険者の源泉徴収票 ③配偶者と被保険者の直近の給与明細3ヶ月	すでに扶養から外れている場合 配偶者の収入を証明する書類(前年度収入の証明)
	配偶者と離婚したため	①離婚受理証明書 ②世帯全員の住民票(続柄記載) ③健康保険資格喪失証明書 ④被保険者が主たる生計維持者であることを証明する申告書	すでに扶養から外れている場合 フォーマットあり(書類は事業所経由健保にお問い合わせください)
その他	被保険者が再雇用や任意継続となり引き続き子を扶養する場合(23歳以上)	①所得証明書 ②学生証 ③生活状況確認	市区町村発行のもの 学生の場合に提出 書面または口頭で確認
退職	退職後、進学予定あり	①離職票-1 ②雇用保険不受給誓約書 ③入学許可証または、学生証の写し	HP(申請書ダウンロード)にフォーマットあり。
	病気療養中のため	①離職票-1 ②雇用保険不受給誓約書 ③医師の診断書	HP(申請書ダウンロード)にフォーマットあり。 就労不可の記載があるもの

◇一般的な添付書類は上記のとおりですが、ケースによっては別の書類を追加でご提出いただく場合があります。

◇ご提出いただいた必要書類については原則返却することができませんのでご了承ください。